

# 奈良市公報

号外第13号

平成20年6月18日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目 次

### 告 示

○都市公園の供用開始	1
○都市公園の区域変更	2
○都市公園の廃止	2
○放置自転車等の保管	2
○農用地利用集積計画の縦覧	2
○放置自転車等の保管	2
○都市計画道路の変更	3
○開発行為に関する工事の完了	3
○放置自転車等の保管	3
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	3
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	4
○交付要求通知書の公示送達	4
○放置自転車等の保管	4
○開発行為に関する工事の完了	4
○住民票の職権消除	5
○教育委員会への事務委任の一部改正	5
○開発行為に関する工事の完了	5
○道路の区域変更	5
○道路の供用開始	14
○奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示	22
○奈良市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱を廃止する告示	22
○奈良市重症心身障害児（者）通園事業実施要綱の一部を改正する告示	22
○奈良市母子家庭日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示	23
○奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示	23
○奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示	24
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの公衆縦覧	24
○都市計画下水道の事業計画の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	24
○奈良市森林整備計画の閲覧	24
○奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱の一部を改正する告示	25
○奈良市訪問介護利用者負担額軽減措置事業実施要綱の一部を改正する告示	25

○奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示	25
○奈良市特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱の一部を改正する告示	25
○奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の一部を改正する告示	25
○老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部を改正する告示	25
○奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱を廃止する告示	26
○奈良市産休等代替職員設置事業補助金交付要綱を廃止する告示	26
○都市公園の供用開始	26
○奈良市開発指導要領の一部を改正する告示	26
○奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示	27
○奈良市国民健康保険料減免取扱要綱の一部を改正する告示	27
○都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	27
○奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示	28
○奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱の一部を改正する告示	28
○奈良市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	28
○奈良市精神障害者居宅介護等事業補助金交付要綱等を廃止する告示	28

### 告 示

#### 奈良市告示第129号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成20年3月17日

奈良市長 藤原昭

名 称	位 置	区 域	供 用 開始日
押熊町第12号街区公園	押熊町2049番49	別紙図面のとおり (別紙図面は省略し、奈良市都市計	平成20年

富雄北二丁目街区公園	富雄北二丁目402番15	画部公園緑地課において一般の縦覧に供します。)	3月17日
------------	--------------	-------------------------	-------

(平成20年3月17日掲示済)

**奈良市告示第130号**

都市公園の区域を変更するので、奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成20年3月17日

奈良市長 藤原昭

**1 名称・位置**

名 称	位 置
北登美ヶ丘5号緑地	北登美ヶ丘六丁目1400番242
北登美ヶ丘1号緑地	北登美ヶ丘一丁目1400番497

**2 変更区域**

別紙図面のとおり

（別紙図面は省略し、奈良市都市整備部公園緑地課において一般の縦覧に供します。）

**3 変更年月日**

平成20年3月17日

(平成20年3月17日掲示済)

**奈良市告示第131号**

都市公園の廃止をするので、奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）第14条の2の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成20年3月17日

奈良市長 藤原昭

**1 名称・位置**

名 称	位 置
菅原町街区公園	菅原町500番4
石木橋街区公園	富雄川河川敷（石木町）

**2 廃止年月日**

平成20年3月17日

(平成20年3月17日掲示済)

**奈良市告示第132号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年3月17日

奈良市長 藤原昭

**1 移動理由**

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

**2 移動年月日**

平成20年3月17日

**3 移動対象区域**

近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

**4 保管場所**

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

**5 引取期間**

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

**6 引取時間**

午前9時から午後4時30分まで

**7 引取りのための必要事項**

（1）印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

（2）次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

**8 連絡先**

奈良市市民生活部市民安全室地域安全課

電話0742-34-1111代表

(平成20年3月17日掲示済)

**奈良市告示第133号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成20年3月18日

奈良市長 藤原昭

**1 農用地利用集積計画の縦覧場所**

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市観光經濟部農林課内

(平成20年3月18日掲示済)

**奈良市告示第134号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年3月18日

奈良市長 藤原昭

**1 移動理由**

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日  
平成20年3月18日  
3 移動対象区域  
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成20年3月18日掲示済)

奈良市告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路（奈良北1号線、大森西町線、九条線、四条線）を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定のとおり告示し、同法第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成20年3月18日

奈良市長 藤原昭  
記

変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路  
(奈良北1号線、大森西町線、九条線、四条線)  
(平成20年3月18日掲示済)

奈良市告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年3月19日

奈良市長 藤原昭

1 許可の年月日及び番号

平成20年1月11日 奈良市指令都整開 第07A-41号

2 検査済証の交付年月日及び番号  
(1) 開発行為 平成20年3月19日 第1105号  
3 開発区域に含まれる地域  
奈良市川上町358番地の4、358番地の5及び358番地の6  
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市多門町2-2 山口 昌彦  
奈良市川上町358-4 山口 英男  
(平成20年3月19日掲示済)

奈良市告示第137号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年3月19日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。  
2 移動年月日  
平成20年3月19日  
3 移動対象区域  
近鉄高の原駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年3月19日掲示済)

奈良市告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年3月19日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問看護ステーションあさがお	奈良市右京一丁目3-1	介護予防 訪問看護	平成20年2月1日
医療法人新生会	奈良県奈良市右京一丁目3-3		
スギ薬局高の原店	奈良市右京一丁目3-4サンタウンプラザすずらん館	居宅 居宅療養管理指導	平成20年4月1日
プリベイル株式会社	奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目6-4 クレール吉田ビル2F		

つばさみなみ	奈良市大安寺三丁目9-12 マンション楠101	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成20年3月1日
合同会社さくら	奈良県奈良市法華寺町282-11		

(平成20年3月19日掲示済)

## 奈良市告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年3月19日

奈良市長 藤原昭

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	デイサービスセンター天平	奈良市雜司町368-2	株式会社誠和医科学	
新	デイサービスあすか 春日野	奈良市雜司町368-2	株式会社誠和医科学	平成20年1月1日

(平成20年3月19日掲示済)

## 奈良市告示第140号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年3月21日

奈良市長 藤原昭

1 送達をすべき文書

交付要求通知書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成20年3月21日掲示済)

## 奈良市告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年3月24日

奈良市長 藤原昭

1 許可の年月日及び番号

平成19年8月17日 奈良市指令都整開 第07A-22号

平成20年3月7日 奈良市指令都整開 第07A-22-1号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年3月24日 第1106号

(2) 公共施設 平成20年3月24日 第483号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園南一丁目963番地の19、963番地の20、963番地の263、1053番地の7、1053番地の17、1053番地の22及び1053番地の23

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府寝屋川市香里北之町2番2号

株式会社 ユーライン 代表取締役 内堀浩昭

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市学園南一丁目963番地の19の一部、963番地の20の一部及び1053番地の22の一部

(2) 下水道

奈良市学園南一丁目963番地の19の一部、963番地の20の一部及び1053番地の22の一部

(平成20年3月24日掲示済)

## 奈良市告示第141号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年3月21日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年3月21日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年3月21日掲示済)

奈良市告示第143号は、奈良市公報号外第14号に掲載

奈良市告示第144号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

平成20年3月25日

奈良市長 藤原 昭

以下省略

(平成20年3月25日掲示済)

奈良市告示第145号

昭和62年奈良市告示第59号（教育委員会への事務委任）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月25日

奈良市長 藤原 昭

第5項から第7項までを削り、第8項を第5項とし、第9項を削る。

(平成20年3月25日掲示済)

奈良市告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年3月25日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成12年12月13日 奈良市指令都整開 第00A-36号

平成13年3月19日 奈良市指令都整開 第00A-36-1号

平成13年6月20日 奈良市指令都整開 第00A-36-2号

平成18年11月28日 奈良市指令都整開 第00A-36-3号

平成20年1月25日 奈良市指令都整開 第00A-36-4号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年3月25日 第1107号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園大和町六丁目665番地の1、665番地の6及び665番地の7（2工区、3工区及び4工区）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区浜松町2丁目4番1号

オリックス不動産株式会社

代表取締役 西名 弘明

(平成20年3月25日掲示済)

奈良市告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年3月25日

奈良市長 藤原 昭

昭

## 附 彙 計

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考	整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1 西大寺一条線	西大寺東町二丁目1番1 西大寺東町二丁目57番1	地先から 地先まで	前 後	0.0 ~ 20.0 20.0 ~ 30.6	184.0 184.0		14 東部第 105 号線	下狹川町1578番1 下狹川町1613番2	地先から 地先まで	前 後	3.2 ~ 4.9 4.1 ~ 5.0	50.0 50.0	
2 油阪芝辻線	大宮町一丁目73番3 大宮町二丁目127番71	地先から 地先まで	前 後	6.1 ~ 18.5 21.9 ~ 24.1	256.0 258.0		15 東部第 147 号線	大慈仙町875番 大慈仙町857番1	地先から 地先まで	前 後	6.0 ~ 9.5 6.0 ~ 9.5	55.0 60.0	
3 杉ヶ町高畑線	杉ヶ町33番1 杉ヶ町32番3	地先から 地先まで	前 後	11.6 ~ 11.7 11.6 ~ 11.7	24.0 24.0		16 東部第 182 号線	昌地町2282番3 昌地町2278番1	地先から 地先まで	前 後	6.0 ~ 7.0 6.0 ~ 7.0	45.0 45.0	
4 二名線	二名三丁目1057番1 二名四丁目1333番3	地先から 地先まで	前 後	7.5 ~ 9.0 7.5 ~ 9.1	58.0 58.0		17 東部第 193 号線	丹生町1055番2 丹生町1052番1	地先から 地先まで	前 後	3.0 ~ 4.5 3.0 ~ 3.6	39.5 39.5	
5 下狹川線	下狹川町3088番1 下狹川町3089番2	地先から 地先まで	前 後	4.8 ~ 9.3 4.1 ~ 7.0	45.0 45.0		18 東部第 198 号線	水間町1530番 水間町1627番1	地先から 地先まで	前 後	2.1 ~ 6.0 2.1 ~ 7.2	120.0 112.0	
6 水間別所線	水間町甲6番 水間町6番1	地先から 地先まで	前 後	3.4 ~ 8.5 6.3 ~ 8.5	28.5 28.5		19 東部第 200 号線	大保町803番 大保町791番2	地先から 地先まで	前 後	2.5 ~ 7.5 2.5 ~ 3.8	65.0 65.0	
7 水間別所線	別所町418番 別所町388番	地先から 地先まで	前 後	2.8 ~ 7.7 4.6 ~ 12.5	250.0 250.0		20 東部第 206 号線	柳生町1047番2 柳生町1053番	地先から 地先まで	前 後	2.5 ~ 3.5 2.5 ~ 3.7	140.0 140.0	
8 南田原長谷線	南田原町418番1 南田原町384番1	地先から 地先まで	前 後	3.0 ~ 5.0 3.0 ~ 7.0	330.0 650.0		21 東部第 211 号線	柳生町489番 柳生町481番1	地先から 地先まで	前 後	5.0 ~ 5.5 5.0 ~ 6.0	15.0 15.0	
9 東部第 44 号線	須川町442番 須川町446番	地先から 地先まで	前 後	6.7 ~ 9.0 6.0 ~ 7.0	44.0 44.0		22 東部第 218 号線	比瀬町50番1 比瀬町55番	地先から 地先まで	前 後	2.8 ~ 6.3 2.5 ~ 5.5	25.0 25.0	
10 東部第 57 号線	法用町264番 法用町224番1	地先から 地先まで	前 後	2.6 ~ 4.5 3.3 ~ 6.6	105.0 105.0		23 東部第 218 号線	比瀬町161番1 比瀬町217番1	地先から 地先まで	前 後	4.0 ~ 6.7 4.5 ~ 11.8	138.0 132.0	
11 東部第 86 号線	法用町121番 法用町931番	地先から 地先まで	前 後	3.3 ~ 4.2 3.8 ~ 4.2	40.0 40.0		24 東部第 235 号線	水間町2476番 水間町3153番	地先から 地先まで	前 後	3.0 ~ 12.0 3.0 ~ 12.2	110.0 110.0	
12 東部第 95 号線	園田町108番1 園田町128番	地先から 地先まで	前 後	3.0 ~ 10.5 3.0 ~ 10.5	82.0 82.0		25 東部第 241 号線	水間町3267番 水間町2766番	地先から 地先まで	前 後	2.3 ~ 8.5 2.6 ~ 8.5	55.0 55.0	
13 東部第 97 号線	下狹川町787番 下狹川町743番1	地先から 地先まで	前 後	2.2 ~ 5.9 2.6 ~ 5.9	95.0 95.0		26 東部第 245 号線	別所町397番 別所町393番	地先から 地先まで	前 後	2.0 ~ 2.2 4.0 ~ 5.4	97.0 95.0	

附則

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考	
27 東部第 266 号線	茗荷町347番1 茗荷町1181番	地先から 地先まで	前 後	2.5 ~ 5.0 3.0 ~ 8.0	180.0 180.0	地先から 地先まで	前 後	5.5 ~ 6.8 5.5 ~ 7.0	33.0 33.0	
28 東部第 267 号線	茗荷町33番1 茗荷町13番	地先から 地先まで	前 後	1.9 ~ 3.5 4.0 ~ 7.0	71.0 64.5	高樋町1003番 高樋町1002番1	地先から 地先まで	前 後	2.0 ~ 3.8 2.0 ~ 4.0	26.0 26.0
29 東部第 268 号線	横田町25番 横田町43番	地先から 地先まで	前 後	2.7 ~ 5.0 4.0 ~ 6.0	110.0 110.0	西九条町二丁目3番8 東九条町432番1	地先から 地先まで	前 後	4.6 ~ 13.0 12.0 ~ 13.0	211.5 211.5
30 東部第 269 号線	茗荷町1227番1 茗荷町1225番1	地先から 地先まで	前 後	3.9 ~ 4.0 3.9 ~ 4.0	22.5 22.5	南部第 2 号線 四条大路南町420番13 四条大路南町385番3	地先から 地先まで	前 後	6.0 ~ 6.0 6.0 ~ 6.1	35.0 35.0
31 東部第 270 号線	茗荷町1158番 茗荷町1169番1	地先から 地先まで	前 後	4.5 ~ 7.5 4.8 ~ 7.5	50.0 50.0	志の窪三丁目316番9 志の窪三丁目300番7	地先から 地先まで	前 後	6.0 ~ 6.5 6.0 ~ 6.5	32.0 32.0
32 東部第 270 号線	茗荷町1185番 茗荷町1181番	地先から 地先まで	前 後	4.0 ~ 4.1 4.0 ~ 4.1	30.0 26.0	志の窪三丁目307番 志の窪三丁目328番2	地先から 地先まで	前 後	5.4 ~ 8.1 7.1 ~ 13.7	18.0 18.0
33 東部第 283 号線	田原春日野町2552番 田原春日野町51番2	地先から 地先まで	前 後	2.7 ~ 3.1 2.7 ~ 3.3	85.0 85.0	大安寺四丁目1033番7 大安寺四丁目1034番10	地先から 地先まで	前 後	3.1 ~ 4.6 4.4 ~ 5.1	19.0 19.0
34 東部第 292 号線	和田町147番1 和田町951番4	地先から 地先まで	前 後	5.0 ~ 9.5 5.0 ~ 9.5	71.5 71.5	大安寺町998番2 大安寺五丁目971番5	地先から 地先まで	前 後	3.2 ~ 3.9 3.8 ~ 3.9	72.0 72.0
35 東部第 294 号線	和田町141番1 和田町142番5	地先から 地先まで	前 後	2.2 ~ 4.0 2.5 ~ 4.0	98.0 98.0	大安寺一丁目1212番1 大安寺一丁目1219番1	地先から 地先まで	前 後	4.6 ~ 5.4 4.6 ~ 5.4	100.0 100.0
36 東部第 300 号線	中畑町929番 中畑町969番	地先から 地先まで	前 後	7.0 ~ 7.5 7.0 ~ 7.5	9.0 9.0	大安寺二丁目21番6 大安寺42-43合併地1	地先から 地先まで	前 後	7.0 ~ 7.3 7.0 ~ 7.3	52.5 52.5
37 東部第 303 号線	北樋尾町147番 北樋尾町415番	地先から 地先まで	前 後	2.5 ~ 3.0 2.5 ~ 3.9	6.2 6.2	八条三丁目730番1 八条一丁目810番5	地先から 地先まで	前 後	9.7 ~ 10.0 9.7 ~ 10.0	51.0 51.0
38 東部第 303 号線	北樋尾町424番 北樋尾町1512番	地先から 地先まで	前 後	1.5 ~ 1.5 1.5 ~ 5.4	180.0 180.0	八条一丁目776番 八条町780番1	地先から 地先まで	前 後	2.2 ~ 2.6 2.1 ~ 2.6	38.0 38.0
39 東部第 331 号線	米谷町2023番6 米谷町1396番4	地先から 地先まで	前 後	4.0 ~ 8.0 4.0 ~ 13.3	39.0 39.0	八条五丁目437番1 八条五丁目437番10	地先から 地先まで	前 後	6.7 ~ 9.3 6.7 ~ 9.3	76.5 76.5

整理番号	路線名	区間		変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考	整理番号	路線名	区間		変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
		前	後							古市町1536番	古市町1521番7	地先から	前	5.7 ~ 6.9	142.0
53	南部第 107 号線	八条五丁目418番12	地先から	前	2.5 ~ 5.4	272.0		66	南部第 260 号線	古市町1536番	古市町1521番7	地先から	後	6.3 ~ 6.8	142.0
		八条五丁目437番10	地先まで	後	3.0 ~ 6.7	272.0						地先まで			
54	南部第 115 号線	柏木町290番73	地先から	前	5.6 ~ 5.7	54.1		67	南部第 261 号線	古市町1508番9	古市町1502番3	地先から	前	3.8 ~ 5.1	78.0
		柏木町290番77	地先まで	後	5.6 ~ 5.7	54.1						地先まで	後	4.0 ~ 7.6	78.0
55	南部第 119 号線	東九条町1114番2	地先から	前	2.5 ~ 4.8	90.0		68	南部第 264 号線	古市町1370番1	古市町1491番6	地先から	前	5.4 ~ 9.0	65.0
		東九条町1114番	地先まで	後	2.5 ~ 4.8	90.0						地先まで	後	5.6 ~ 11.0	65.0
56	南部第 120 号線	東九条町1476番	地先から	前	2.7 ~ 4.3	105.0		69	南部第 265 号線	古市町1455番1	古市町1491番6	地先から	前	3.2 ~ 11.0	623.4
		東九条町1420番7	地先まで	後	3.3 ~ 4.6	105.0						地先まで	後	7.5 ~ 11.0	623.4
57	南部第 184 号線	神殿町321番1	地先から	前	3.0 ~ 4.1	67.5		70	南部第 272 号線	古市町1228番1	古市町1631番3	地先から	前	4.7 ~ 8.0	66.0
		神殿町350番	地先まで	後	3.1 ~ 4.5	67.5						地先まで	後	8.0 ~ 8.1	66.0
58	南部第 189 号線	神殿町492番	地先から	前	2.4 ~ 3.4	54.5		71	南部第 273 号線	古市町1357番1	古市町1229番8	地先から	前	5.6 ~ 5.6	65.0
		神殿町520番	地先まで	後	2.4 ~ 3.7	54.5						地先まで	後	5.6 ~ 6.4	65.0
59	南部第 233 号線	北之庄町426番1	地先から	前	3.9 ~ 5.0	42.5		72	南部第 274 号線	古市町1266番1	古市町1279番	地先から	前	4.0 ~ 6.0	64.0
		北之庄町723番2	地先まで	後	3.9 ~ 5.0	42.5						地先まで	後	4.0 ~ 7.0	64.0
60	南部第 241 号線	北之庄町352番1	地先から	前	2.0 ~ 3.0	14.0		73	南部第 276 号線	古市町848番	古市町691番1	地先から	前	1.5 ~ 2.5	144.0
		北之庄町339番1	地先まで	後	2.4 ~ 3.5	14.0						地先まで	後	2.0 ~ 3.0	144.0
61	南部第 255 号線	古市町1464番1	地先から	前	3.1 ~ 8.6	204.3		74	南部第 283 号線	古市町938番	古市町861番	地先から	前	1.4 ~ 3.5	50.0
		古市町1414番4	地先まで	後	3.1 ~ 8.6	204.3						地先まで	後	1.4 ~ 3.4	50.0
62	南部第 256 号線	古市町1378番1	地先から	前	3.9 ~ 4.0	34.0		75	南部第 285 号線	古市町584番1	古市町892番1	地先から	前	2.8 ~ 3.6	115.0
		古市町1408番5	地先まで	後	3.9 ~ 4.0	34.0						地先まで	後	5.2 ~ 11.0	120.0
63	南部第 257 号線	出屋敷町198番2	地先から	前	2.8 ~ 3.6	55.0		76	南部第 286 号線	古市町691番1	古市町689番1	地先から	前	1.8 ~ 2.1	53.0
		古市町1388番	地先まで	後	2.8 ~ 3.7	55.0						地先まで	後	1.8 ~ 2.1	53.0
64	南部第 258 号線	古市町1553番2	地先から	前	2.7 ~ 6.0	125.0		77	南部第 288 号線	古市町977番	古市町938番1	地先から	前	1.6 ~ 2.7	26.0
		古市町1537番	地先まで	後	6.2 ~ 7.2	125.0						地先まで	後	2.0 ~ 2.7	26.0
65	南部第 259 号線	古市町1524番1	地先から	前	4.4 ~ 7.1	75.4		78	南部第 291 号線	横井一丁目676番1	古市町894番1	地先から	前	5.5 ~ 5.6	13.5
		古市町1658番2	地先まで	後	4.4 ~ 7.2	75.4						地先まで	後	5.5 ~ 5.6	13.5

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考	整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
79	南部第 297 号線	古市町2250番1 古市町228番1	地先から 地先まで	前 2.8 ~ 5.6 後 2.8 ~ 5.6	60.0 60.0		92	南部第 470 号線	山町777番1 塙之庄町694番	地先から 地先まで	前 2.5 ~ 4.1 後 2.5 ~ 4.1	30.0 30.0	
80	南部第 309 号線	古市町2112番30 古市町2112番82	地先から 地先まで	前 6.1 ~ 6.2 後 6.1 ~ 6.2	14.0 14.0		93	南部第 478 号線	山町1028番 山町1035番地1	地先から 地先まで	前 2.7 ~ 5.5 後 2.5 ~ 5.5	65.0 65.0	
81	南部第 332 号線	鹿野園町450番1 鹿野園町430番	地先から 地先まで	前 2.6 ~ 3.5 後 2.6 ~ 3.5	16.2 16.2		94	南部第 492 号線	塙之庄町277番2 塙之庄町317番	地先から 地先まで	前 2.3 ~ 2.8 後 2.6 ~ 2.8	19.0 19.0	
82	南部第 350 号線	藤原町266番1 藤原町263番1	地先から 地先まで	前 6.1 ~ 6.5 後 6.0 ~ 6.1	37.0 37.0		95	南部第 524 号線	今市町78番1 今市町249番2	地先から 地先まで	前 6.0 ~ 12.6 後 6.0 ~ 12.6	35.0 35.0	
83	南部第 353 号線	八島町171番1 八島町182番6	地先から 地先まで	前 6.1 ~ 6.4 後 6.2 ~ 6.3	120.0 120.0		96	南部第 529 号線	今市町235番 今市町845番16	地先から 地先まで	前 2.4 ~ 8.8 後 2.6 ~ 8.8	110.0 110.0	
84	南部第 399 号線	横井三丁目35番3 横井三丁目58番	地先から 地先まで	前 4.1 ~ 5.6 後 4.4 ~ 7.0	70.6 70.6		97	南部第 548 号線	池田町17番3 池田町19番1	地先から 地先まで	前 2.1 ~ 3.1 後 2.1 ~ 2.8	59.2 59.2	
85	南部第 406 号線	古市町634番1 横井二丁目278番1	地先から 地先まで	前 5.7 ~ 6.9 後 6.0 ~ 8.4	220.0 220.0		98	南部第 570 号線	塙之庄町659番 塙之庄町632番	地先から 地先まで	前 0.9 ~ 2.6 後 0.9 ~ 3.7	190.0 195.0	
86	南部第 438 号線	山町168番1 柴屋町28番4	地先から 地先まで	前 5.1 ~ 7.2 後 6.3 ~ 7.2	115.0 115.0		99	南部第 594 号線	古市町625番2 古市町623番3	地先から 地先まで	前 6.0 ~ 10.5 後 6.0 ~ 10.8	45.0 45.0	
87	南部第 439 号線	柴屋町123番1 柴屋町38番1	地先から 地先まで	前 1.9 ~ 3.3 後 1.9 ~ 3.3	150.0 150.0		100	南部第 621 号線	柏木町469番1 柏木町519番1	地先から 地先まで	前 7.0 ~ 7.0 後 7.0 ~ 9.0	131.0 131.0	
88	南部第 453 号線	山町220番2 山町179番2	地先から 地先まで	前 3.0 ~ 7.3 後 2.9 ~ 7.3	55.0 55.0		101	北部第 1 号線	高畠町1218番1 高畠町1415番	地先から 地先まで	前 11.7 ~ 17.0 後 11.7 ~ 17.0	620.0 620.0	
89	南部第 457 号線	山町747番1 山町749番1	地先から 地先まで	前 6.0 ~ 10.0 後 6.0 ~ 8.8	11.5 11.5		102	北部第 70 号線	奈良阪町2496番1 奈良阪町2788番1	地先から 地先まで	前 5.3 ~ 6.6 後 5.3 ~ 6.6	83.0 83.0	
90	南部第 469 号線	高瀬町388番1 高瀬町385番1	地先から 地先まで	前 6.7 ~ 7.5 後 6.7 ~ 7.5	60.0 45.0		103	北部第 70 号線	青山七丁目295番1 般若寺町324番3	地先から 地先まで	前 4.1 ~ 4.5 後 4.1 ~ 4.5	62.0 62.0	
91	南部第 470 号線	山町780番1 山町762番	地先から 地先まで	前 2.0 ~ 4.0 後 2.0 ~ 3.0	55.0 55.0		104	北部第 71 号線	般若寺町314番29 般若寺町324番21	地先から 地先まで	前 3.0 ~ 3.5 後 3.0 ~ 3.6	33.0 33.0	

整理番号	路線名	区間		変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考	整理番号	路線名	区間		変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
		前	後							前	後				
105	北部第 130 号線	般若寺町233番3	地先から	前	5.2 ~ 6.2	74.0		118	北部第 256 号線	東紀寺町一丁目700番	地先から	前	10.7 ~ 11.0	95.0	
		般若寺町226番1	地先まで	後	5.3 ~ 6.3	74.0				東紀寺町三丁目709番1	地先まで	後	10.4 ~ 11.1	95.0	
106	北部第 135 号線	奈良販町2474番2	地先から	前	1.5 ~ 2.8	42.0		119	北部第 289 号線	南魚屋町35番4	地先から	前	4.2 ~ 5.8	128.0	
		奈良販町2475番	地先まで	後	1.5 ~ 3.5	42.0				南魚屋町18番1	地先まで	後	4.2 ~ 5.8	128.0	
107	北部第 161 号線	中院町9番	地先から	前	5.7 ~ 6.2	37.5		120	北部第 333 号線	南京終町二丁目1201番10	地先から	前	6.5 ~ 6.6	58.3	
		中院町11番	地先まで	後	6.0 ~ 6.5	37.5				桂木町418番1	地先まで	後	6.5 ~ 6.6	58.3	
108	北部第 205 号線	白毫寺町203番	地先から	前	1.9 ~ 2.4	43.4		121	北部第 348 号線	南京終町五丁目377番5	地先から	前	6.3 ~ 6.3	33.8	
		白毫寺町193番3	地先まで	後	2.1 ~ 3.1	43.4				南京終町一丁目134番25	地先から	前	6.1 ~ 7.0	100.0	
109	北部第 206 号線	白毫寺町190番4	地先から	前	1.7 ~ 1.9	15.5		122	北部第 352 号線	南京終町一丁目31番1	地先から	前	6.1 ~ 7.0	100.0	
		白毫寺町192番	地先まで	後	1.4 ~ 1.9	15.0				南京終町一丁目31番1	地先まで	後	6.1 ~ 7.0	100.0	
110	北部第 207 号線	白毫寺町195番	地先から	前	1.6 ~ 2.0	15.0		123	北部第 378 号線	東城戸町50番	地先から	前	4.8 ~ 5.2	24.0	
		白毫寺町192番	地先まで	後	1.6 ~ 2.0	14.0				東城戸町47番1	地先まで	後	4.9 ~ 5.0	24.0	
111	北部第 208 号線	白毫寺町192番	地先から	前	1.4 ~ 2.0	14.3		124	北部第 387 号線	寺町33番1	地先から	前	2.4 ~ 5.2	45.0	
		白毫寺町193番	地先まで	後	1.4 ~ 3.0	14.3				奥子守町4番2	地先まで	後	2.2 ~ 5.2	45.0	
112	北部第 222 号線	白毫寺町396番1	地先から	前	3.3 ~ 4.6	26.0		125	北部第 388 号線	奥子守町5番1	地先から	前	3.2 ~ 3.5	45.0	
		白毫寺町136番2	地先まで	後	3.3 ~ 4.6	26.0				奥子守町12番3	地先まで	後	3.0 ~ 3.4	45.0	
113	北部第 230 号線	高畑町59番5	地先から	前	3.1 ~ 4.3	19.5		126	北部第 402 号線	法蓮町619番1	地先から	前	5.1 ~ 5.8	77.0	
		白毫寺町748番37	地先まで	後	3.1 ~ 4.3	19.5				法蓮町654番1	地先まで	後	5.1 ~ 5.7	77.0	
114	北部第 230 号線	高畑町35番6	地先から	前	3.3 ~ 4.0	49.0		127	北部第 496 号線	法華寺町329番1	地先から	前	3.8 ~ 5.5	124.0	
		白毫寺町743番1	地先まで	後	3.3 ~ 3.9	49.0				法華寺町321番12	地先から	後	4.0 ~ 5.9	124.0	
115	北部第 233 号線	鹿野園町1617番	地先から	前	4.6 ~ 6.9	46.3		128	北部第 497 号線	法華寺町348番	地先から	前	4.0 ~ 4.1	62.0	
		鹿野園町500番	地先まで	後	5.1 ~ 6.9	46.3				法華寺町349番	地先まで	後	4.0 ~ 6.1	62.0	
116	北部第 233 号線	鹿野園町501番3	地先から	前	5.0 ~ 6.8	59.8		129	北部第 535 号線	川上町211番2	地先から	前	2.4 ~ 5.5	42.0	
		鹿野園町503番4	地先まで	後	5.0 ~ 6.2	59.8				川上町219番1	地先まで	後	2.2 ~ 5.5	42.0	
117	北部第 251 号線	古市町1476番1	地先から	前	3.1 ~ 12.0	192.0		130	中部第 2 号線	足田町二丁目632番1	地先から	前	8.0 ~ 8.5	15.0	
		古市町1485番	地先まで	後	3.8 ~ 16.5	192.0				足田町二丁目632番1	地先まで	後	8.0 ~ 9.3	15.0	

附則

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)	変更前後別	延長(m)	備考
131 中部第 7 号線	菅原町19番7 菅原町64番6	地先から 地先まで	前 2.3 ~ 4.6 後 6.6 ~ 6.6	38.0 27.0		七条一丁目248番 七条一丁目503番1	地先から 地先まで	前 2.9 ~ 6.0 後 2.9 ~ 6.1	51.0 51.0
132 中部第 11 号線	西ノ京町389番1 西ノ京町460番	地先から 地先まで	前 3.2 ~ 4.6 後 3.2 ~ 4.6	160.0 160.0		六条一丁目731番1 六条一丁目494番4	地先から 地先まで	前 6.2 ~ 6.4 後 6.2 ~ 6.4	40.8 40.8
133 中部第 51 号線	山陵町526番1 山陵町464番2	地先から 地先まで	前 4.2 ~ 6.6 後 5.8 ~ 8.0	118.0 118.0		六条三丁目118番2 七条二丁目661番	地先から 地先まで	前 9.3 ~ 13.7 後 9.3 ~ 12.0	27.0 27.0
134 中部第 56 号線	山陵町1480番 山陵町1154番	地先から 地先まで	前 6.1 ~ 11.0 後 6.5 ~ 13.7	130.0 130.0		六条三丁目870番3 七条二丁目661番	地先から 地先まで	前 5.6 ~ 8.5 後 7.0 ~ 8.8	64.0 64.0
135 中部第 56 号線	山陵町1464番1 山陵町2172番	地先から 地先まで	前 8.2 ~ 8.8 後 8.2 ~ 8.8	13.0 13.0		六条二丁目887番4 六条二丁目853番1	地先から 地先まで	前 1.8 ~ 2.0 後 1.8 ~ 3.0	28.0 28.0
136 中部第 91 号線	秋篠早月町230番 秋篠早月町281番9	地先から 地先まで	前 2.2 ~ 2.6 後 2.3 ~ 4.0	45.0 45.0		六条二丁目1120番 六条二丁目1130番	地先から 地先まで	前 0.8 ~ 2.3 後 0.8 ~ 6.1	56.0 56.0
137 中部第 99 号線	私篠町1483番 私篠町1674番	地先から 地先まで	前 2.4 ~ 3.4 後 2.9 ~ 4.3	86.0 86.0		七条二丁目736番2 六条三丁目870番3	地先から 地先まで	前 6.4 ~ 7.1 後 8.7 ~ 9.2	50.0 51.5
138 中部第 99 号線	私篠町66番1 私篠町1666番	地先から 地先まで	前 2.8 ~ 3.3 後 3.0 ~ 5.0	148.0 148.0		七条西町一丁目609番24 七条西町一丁目609番13	地先から 地先まで	前 5.3 ~ 7.3 後 5.3 ~ 7.3	66.0 66.0
139 中部第 103 号線	秋篠町1053番1 敷島町一丁目1073番1	地先から 地先まで	前 5.3 ~ 12.4 後 5.8 ~ 12.8	158.6 158.6		六条一丁目894番2 六条一丁目889番3	地先から 地先まで	前 3.0 ~ 5.0 後 2.4 ~ 4.3	27.0 27.0
140 中部第 116 号線	敷島町一丁目1125番11 敷島町二丁目522番2	地先から 地先まで	前 4.6 ~ 6.1 後 4.6 ~ 6.1	29.0 29.0		六条一丁目792番 六条一丁目795番5	地先から 地先まで	前 2.7 ~ 6.0 後 2.7 ~ 6.0	51.0 51.0
141 中部第 168 号線	中山町1162番 中山町1123番4	地先から 地先まで	前 3.3 ~ 7.7 後 3.3 ~ 9.0	91.5 91.5		五条三丁目702番 五条三丁目700番	地先から 地先まで	前 1.7 ~ 4.2 後 1.7 ~ 4.2	50.0 50.0
142 中部第 213 号線	佐紀町2497番4 佐紀町720番2	地先から 地先まで	前 2.8 ~ 5.5 後 2.8 ~ 5.5	118.0 118.0		六条一丁目526番3 六条一丁目603番6	地先から 地先まで	前 2.9 ~ 5.0 後 2.9 ~ 5.0	52.0 52.0
143 中部第 266 号線	三条大路一丁目584番23 三条大路一丁目624番1	地先から 地先まで	前 4.7 ~ 5.5 後 4.6 ~ 5.5	60.0 60.0		五条一丁目45番27 五条一丁目513番1	地先から 地先まで	前 5.1 ~ 5.2 後 5.1 ~ 5.2	40.0 40.0

## 附 告

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考	整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
157 中部第 530 号線	尼辻中町369番1 尼辻中町380番1	地先から 地先まで	前 後	2.3 ~ 2.2 ~	3.3 5.3	110.0 110.0	170 中部第 737 号線	菅原町398番 菅原町603番2	地先から 地先まで	前 後	4.0 ~ 4.0 ~	5.4 5.4	52.5 52.5
158 中部第 592 号線	芝辻町三丁目110番1 芝辻町三丁目110番1	地先から 地先まで	前 後	4.9 ~ 6.8 ~	7.1 7.1	26.0 26.0	171 中部第 746 号線	菅原町462番 菅原町64番6	地先から 地先まで	前 後	7.0 ~ 7.0 ~	10.0 8.5	11.5 11.5
159 中部第 630 号線	大宮町一丁目37番2 大宮町一丁目37番3	地先から 地先まで	前 後	3.8 ~ 3.8 ~	5.5 7.5	17.0 17.0	172 中部第 773 号線	平松一丁目882番1 平松一丁目929番1	地先から 地先まで	前 後	2.1 ~ 2.1 ~	3.5 3.5	4.0 4.0
160 中部第 631 号線	大宮町一丁目105番5 大宮町一丁目37番14	地先から 地先まで	前 後	4.0 ~ 4.8 ~	4.9 6.1	84.0 84.0	173 中部第 782 号線	平松二丁目264番46 平松二丁目264番49	地先から 地先まで	前 後	4.5 ~ 4.5 ~	5.3 5.3	73.0 73.0
161 中部第 633 号線	大宮町一丁目502番 大宮町一丁目52番22	地先から 地先まで	前 後	6.7 ~ 6.7 ~	7.7 7.4	21.5 19.5	174 中部第 782 号線	五条一丁目451番20 五条一丁目436番3	地先から 地先まで	前 後	4.4 ~ 4.4 ~	5.4 6.8	35.5 35.5
162 中部第 647 号線	大宮町一丁目52番22 三条本町1083番	地先から 地先まで	前 後	11.7 ~ 11.7 ~	11.9 16.0	47.0 47.0	175 中部第 839 号線	宝来町四丁目591番 宝来町四丁目538番	地先から 地先まで	前 後	1.9 ~ 1.9 ~	3.8 3.9	25.0 25.0
163 中部第 656 号線	三条栄町126番2 三条添川町202番5	地先から 地先まで	前 後	3.8 ~ 4.5 ~	4.3 6.5	73.0 73.0	176 中部第 843 号線	宝来町1065番1 宝来町1067番2	地先から 地先まで	前 後	7.2 ~ 7.6 ~	13.6 13.6	28.0 28.0
164 中部第 658 号線	三条添川町116番1 三条添川町199番1	地先から 地先まで	前 後	8.7 ~ 9.2 ~	9.2 9.3	14.5 14.5	177 中部第 868 号線	若葉台一丁目31番12 若葉台一丁目31番5	地先から 地先まで	前 後	5.4 ~ 6.6 ~	5.4 6.7	73.0 73.0
165 中部第 682 号線	西大寺宝ヶ丘735番2 西大寺野神町一丁目630番1	地先から 地先まで	前 後	5.5 ~ 5.5 ~	7.1 8.9	95.0 95.0	178 中部第 888 号線	西大寺新池町1825番10 西大寺新池町1828番8	地先から 地先まで	前 後	1.2 ~ 1.0 ~	2.0 2.8	34.0 34.0
166 中部第 685 号線	西大寺野神町一丁目632番1 西大寺野神町一丁目640番1	地先から 地先まで	前 後	3.0 ~ 6.1 ~	3.8 6.1	12.5 100.0	179 中部第 898 号線	あやめ池北一丁目1060番9 あやめ池北三丁目1061番2	地先から 地先まで	前 後	4.4 ~ 4.6 ~	5.7 5.7	14.0 14.0
167 中部第 712 号線	西大寺国見町一丁目2137番73 西大寺国見町一丁目2137番73	地先から 地先まで	前 後	6.1 ~ 6.1 ~	6.3 100.0	180 中部第 924 号線	あやめ池南六丁目1135番2 あやめ池南六丁目1155番1	地先から 地先まで	前 後	5.6 ~ 6.1 ~	6.6 6.6	39.0 39.0	
168 中部第 735 号線	菅原町16番1 菅原町14番3	地先から 地先まで	前 後	3.6 ~ 5.2 ~	5.4 10.0	73.0 82.0	181 中部第 930 号線	あやめ池南六丁目1149番11 あやめ池南六丁目1154番4	地先から 地先まで	前 後	7.1 ~ 7.1 ~	13.7 13.7	52.0 52.0
169 中部第 736 号線	菅原町604番4 菅原町604番7	地先から 地先まで	前 後	2.8 ~ 3.7 ~	4.0 6.1	27.0 27.0	182 中部第 1088 号線	右京四丁目12番1 右京三丁目19番24	地先から 地先まで	前 後	10.5 ~ 10.5 ~	10.6 10.6	95.1 98.5

整理番号	路線名	区間		変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
183	中部第1124号線 右京一丁目4番 右京一丁目6番1	地先から 地先まで	前 後	30.0 ~ 130.7 29.0 ~ 130.7	265.0 265.0		
184	中部第1291号線 大宮町四丁目324番1 大宮町四丁目334番1	地先から 地先まで	前 後	4.1 ~ 4.1 ~	5.8 8.0	49.0 37.0	
185	中部第1352号線 六条三丁目1069番1 六条三丁目1174番6	地先から 地先まで	前 後	4.2 ~ 4.0 ~	4.7 4.6	121.0 121.0	
186	中部第1365号線 中山町1174番1 中山町11750番3	地先から 地先まで	前 後	5.0 ~ 5.0 ~	7.0 7.0	48.2 48.2	
187	西部第321号線 学園北二丁目1017番65 学園北二丁目1017番48	地先から 地先まで	前 後	4.0 ~ 4.7 ~	4.7 4.8	106.0 106.0	
188	西部第325号線 学園北二丁目1017番53 学園北二丁目1017番64	地先から 地先まで	前 後	6.3 ~ 6.3 ~	6.7 6.7	65.0 65.0	
189	西部第441号線 百楽園一丁目3163番1	地先から 地先まで	前 後	10.1 ~ 10.2 ~	13.0 13.0	30.0 30.0	
190	西部第457号線 百楽園四丁目2815番5	地先から 地先まで	前 後	6.1 ~ 6.1 ~	6.2 6.2	22.0 22.0	
191	西部第530号線 二名三丁目4670番7	地先から 地先まで	前 後	6.9 ~ 6.8 ~	9.5 9.5	28.5 28.5	
192	西部第531号線 三松四丁目973番 三松四丁目987番1	地先から 地先まで	前 後	2.4 ~ 3.6 ~	5.0 5.0	57.0 50.0	
193	西部第532号線 三松四丁目853番2	地先から 地先まで	前 後	2.6 ~ 3.0 ~	4.5 5.1	100.0 100.0	
194	西部第573号線 富雄北三丁目2541番15 富雄北三丁目2542番66	地先から 地先まで	前 後	3.9 ~ 5.0 ~	6.3 6.4	86.0 86.0	
195	西部第592号線 富雄元町一丁目561番186	地先から 地先まで	前 後	4.2 ~ 4.4 ~	4.8 6.3	56.0 56.0	

整理番号	路線名	区間		変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
196	西部第709号線 中町4813番1 中町4816番1	地先から 地先まで	前 後	4.6 ~ 4.6 ~	9.1 9.1	63.0 63.0	
197	西部第718号線 大和田町104番 大和田町370番	地先から 地先まで	前 後	2.0 ~ 2.0 ~	7.0 5.5	157.0 157.0	
198	西部第721号線 大和田町1065番 大和田町1105番3	地先から 地先まで	前 後	2.8 ~ 2.8 ~	9.2 9.2	70.0 70.0	
199	西部第863号線 鳥見町三丁目2004番2 鳥見町一丁目5番12	地先から 地先まで	前 後	6.0 ~ 6.0 ~	6.0 6.0	93.0 93.0	

(平成20年3月25日掲示済)

## 奈良市告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成20年3月26日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年3月25日

奈良市長 藤原昭

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
1	西大寺一条線	西大寺東町二丁目1番1 西大寺東町二丁目57番1	地先から 地先まで	20.0 ~ 30.6	184.0
2	油坂芝辻線	大宮町一丁目73番3 大宮町二丁目127番71	地先から 地先まで	21.9 ~ 24.1	258.0
3	杉ヶ町高畠線	杉ヶ町33番1 杉ヶ町32番3	地先から 地先まで	11.6 ~ 11.7	24.0
4	二名線	二名三丁目1057番1 二名四丁目1333番3	地先から 地先まで	7.5 ~ 9.1	58.0
5	下狹川線	下狹川町3088番1 下狹川町3085番2	地先から 地先まで	4.1 ~ 7.0	45.0
6	水間別所線	水間町甲6番 水間町6番1	地先から 地先まで	6.3 ~ 8.5	28.5
7	水間別所線	別所町418番 別所町388番	地先から 地先まで	4.6 ~ 12.5	250.0
8	南田原長谷線	南田原町418番1 南田原町384番1	地先から 地先まで	3.0 ~ 7.0	650.0
9	東部第44号線	須川町442番 須川町446番	地先から 地先まで	6.0 ~ 7.0	44.0
10	東部第57号線	法用町265番 法用町224番1	地先から 地先まで	3.3 ~ 6.6	105.0
11	東部第86号線	法用町121番 法用町931番	地先から 地先まで	3.8 ~ 4.2	40.0
12	東部第95号線	園田町108番1 園田町125番	地先から 地先まで	3.0 ~ 10.5	82.0
13	東部第97号線	下狹川町787番 下狹川町743番1	地先から 地先まで	2.6 ~ 5.9	95.0

附 告

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考	整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
14 東部第 105 号線	下狹川町1578番1 下狹川町1613番2	地先から 地先まで	4.1 ~ 5.0	50.0		27 東部第 266 号線	茗荷町347番1 茗荷町1181番	地先から 地先まで	3.0 ~ 8.0	180.0	
15 東部第 147 号線	大慈仙町875番 大慈仙町857番1	地先から 地先まで	6.0 ~ 9.5	60.0		28 東部第 267 号線	茗荷町33番1 茗荷町13番	地先から 地先まで	4.0 ~ 7.0	64.5	
16 東部第 182 号線	邑地町2282番3 邑地町2278番1	地先から 地先まで	6.0 ~ 7.0	45.0		29 東部第 268 号線	横田町25番 横田町43番	地先から 地先まで	4.0 ~ 6.0	110.0	
17 東部第 193 号線	丹生町1055番2 丹生町1052番1	地先から 地先まで	3.0 ~ 3.6	39.5		30 東部第 269 号線	茗荷町1221番1 茗荷町1225番1	地先から 地先まで	3.9 ~ 4.0	22.5	
18 東部第 198 号線	水間町1530番 水間町1627番1	地先から 地先まで	2.1 ~ 7.2	112.0		31 東部第 270 号線	茗荷町1158番 茗荷町1169番1	地先から 地先まで	4.8 ~ 7.5	50.0	
19 東部第 200 号線	大保町803番 大保町791番2	地先から 地先まで	2.5 ~ 3.8	65.0		32 東部第 270 号線	茗荷町1185番 茗荷町1181番	地先から 地先まで	4.0 ~ 4.1	26.0	
20 東部第 206 号線	柳生町1047番2 柳生町1053番	地先から 地先まで	2.5 ~ 3.7	140.0		33 東部第 283 号線	田原春日野町2552番 田原春日野町51番2	地先から 地先まで	2.7 ~ 3.3	85.0	
21 東部第 211 号線	柳生町489番 柳生町481番1	地先から 地先まで	5.0 ~ 6.0	15.0		34 東部第 292 号線	和田町141番1 和田町951番4	地先から 地先まで	5.0 ~ 9.5	71.5	
22 東部第 218 号線	比瀬町50番1 比瀬町55番	地先から 地先まで	2.5 ~ 5.5	25.0		35 東部第 294 号線	和田町141番1 和田町142番5	地先から 地先まで	2.5 ~ 4.0	98.0	
23 東部第 218 号線	比瀬町167番1 比瀬町217番1	地先から 地先まで	4.5 ~ 11.8	132.0		36 東部第 300 号線	中烟町929番 中烟町969番	地先から 地先まで	7.0 ~ 7.5	9.0	
24 東部第 235 号線	水間町2476番 水間町3153番	地先から 地先まで	3.0 ~ 12.2	110.0		37 東部第 303 号線	北椿尾町147番 北椿尾町415番	地先から 地先まで	2.5 ~ 3.9	6.2	
25 東部第 241 号線	水間町3267番 水間町2766番	地先から 地先まで	2.6 ~ 8.5	550.0		38 東部第 303 号線	北椿尾町424番 北椿尾町512番	地先から 地先まで	1.5 ~ 5.4	180.0	
26 東部第 245 号線	別所町391番 別所町393番	地先から 地先まで	4.0 ~ 5.4	95.0		39 東部第 331 号線	米谷町2023番6 米谷町1396番4	地先から 地先まで	4.0 ~ 13.3	39.0	

## 附 彙

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
40 東部第 331 号線	米谷町1415番7 米谷町1415番3	地先から 地先まで	5.5 ~ 7.0	33.0	53 南部第 107 号線	八条五丁目418番12 八条五丁目437番10	地先から 地先まで	3.0 ~ 6.7	272.0
41 東部第 352 号線	高樋町1003番 高樋町1002番1	地先から 地先まで	2.0 ~ 4.0	26.0	54 南部第 115 号線	柏木町290番73 柏木町290番77	地先から 地先まで	5.6 ~ 5.7	54.1
42 南部第 2 号線	西九条町二丁目3番8 東九条町432番1	地先から 地先まで	12.0 ~ 13.0	211.5	55 南部第 119 号線	東九条町1114番2 東九条町1114番	地先から 地先まで	2.5 ~ 4.8	90.0
43 南部第 16 号線	四条大路南町420番13 四条大路南町385番3	地先から 地先まで	6.0 ~ 6.1	35.0	56 南部第 120 号線	東九条町1476番 東九条町1420番7	地先から 地先まで	3.3 ~ 4.6	105.0
44 南部第 40 号線	恋の窪三丁目316番9 恋の窪三丁目300番7	地先から 地先まで	6.0 ~ 6.5	32.0	57 南部第 184 号線	神殿町321番1 神殿町350番	地先から 地先まで	3.1 ~ 4.5	67.5
45 南部第 42 号線	恋の窪三丁目307番 恋の窪三丁目328番2	地先から 地先まで	7.1 ~ 13.7	18.0	58 南部第 189 号線	神殿町492番 神殿町520番	地先から 地先まで	2.4 ~ 3.7	54.5
46 南部第 54 号線	大安寺四丁目1033番7 大安寺四丁目1034番10	地先から 地先まで	4.4 ~ 5.1	19.0	59 南部第 233 号線	北之庄町426番1 北之庄町723番2	地先から 地先まで	3.9 ~ 5.0	42.5
47 南部第 72 号線	大安寺町998番2 大安寺五丁目971番5	地先から 地先まで	3.8 ~ 3.9	72.0	60 南部第 241 号線	北之庄町352番1 北之庄町339番1	地先から 地先まで	2.4 ~ 3.5	14.0
48 南部第 76 号線	大安寺一丁目1212番1 大安寺二丁目21番6	地先から 地先まで	4.6 ~ 5.4	100.0	61 南部第 255 号線	古市町1464番1 古市町1414番4	地先から 地先まで	3.1 ~ 8.6	204.3
49 南部第 89 号線	大安寺42-43合併地1 八条三丁目730番1	地先から 地先まで	7.0 ~ 7.3	52.5	62 南部第 256 号線	古市町1378番1 古市町1408番5	地先から 地先まで	3.9 ~ 4.0	34.0
50 南部第 95 号線	八条一丁目776番 八条町780番1	地先から 地先まで	9.7 ~ 10.0	51.0	63 南部第 257 号線	出屋敷町198番2 古市町1388番	地先から 地先まで	2.8 ~ 3.7	55.0
51 南部第 103 号線	八条五丁目437番1 八条五丁目437番10	地先から 地先まで	2.1 ~ 2.6	38.0	64 南部第 258 号線	古市町1553番2 古市町1537番	地先から 地先まで	6.2 ~ 7.2	125.0
52 南部第 106 号線	八条五丁目437番1 八条五丁目437番2	地先から 地先まで	6.7 ~ 9.3	76.5	65 南部第 259 号線	古市町1524番1 古市町1656番2	地先から 地先まで	4.4 ~ 7.2	75.4

附 彙

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考	整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考	
66	南部第260号線	古市町1536番 古市町1521番7	地先から 地先まで	6.3 ~ 6.8	142.0	79	南部第297号線	古市町2230番1 古市町222番1	地先から 地先まで	2.8 ~ 5.6	60.0	
67	南部第261号線	古市町1508番9 古市町1502番3	地先から 地先まで	4.0 ~ 7.6	78.0	80	南部第309号線	古市町2112番30 古市町2112番82	地先から 地先まで	6.1 ~ 6.2	14.0	
68	南部第264号線	古市町1370番1 古市町1491番6	地先から 地先まで	5.6 ~ 11.0	65.0	81	南部第332号線	鹿野園町450番1 鹿野園町430番	地先から 地先まで	2.6 ~ 3.5	16.2	
69	南部第265号線	古市町1455番1 古市町1631番3	地先から 地先まで	7.5 ~ 11.0	623.4	82	南部第350号線	藤原町263番1 藤原町263番1	地先から 地先まで	6.0 ~ 6.1	37.0	
70	南部第272号線	古市町1228番1 古市町1229番8	地先から 地先まで	8.0 ~ 8.1	66.0	83	南部第353号線	八島町117番1 八島町118番6	地先から 地先まで	6.2 ~ 6.3	120.0	
71	南部第273号線	古市町1357番1 古市町1349番1	地先から 地先まで	5.6 ~ 6.4	65.0	84	南部第399号線	横井三丁目35番3 横井三丁目58番	地先から 地先まで	4.4 ~ 7.0	70.6	
72	南部第274号線	古市町1266番1 古市町1279番	地先から 地先まで	4.0 ~ 7.0	64.0	85	南部第406号線	古市町634番1 横井二丁目278番1	地先から 地先まで	6.0 ~ 8.4	220.0	
73	南部第276号線	古市町848番 古市町691番1	地先から 地先まで	2.0 ~ 3.0	144.0	86	南部第438号線	山町168番1 柴屋町28番4	地先から 地先まで	6.3 ~ 7.2	115.0	
74	南部第283号線	古市町953番 古市町861番	地先から 地先まで	1.4 ~ 3.4	50.0	87	南部第439号線	山町123番1 柴屋町38番1	地先から 地先まで	1.9 ~ 3.3	150.0	
75	南部第285号線	古市町584番1 古市町892番1	地先から 地先まで	5.2 ~ 11.0	120.0	88	南部第453号線	山町220番2 山町179番2	地先から 地先まで	2.9 ~ 7.3	55.0	
76	南部第286号線	古市町691番1 古市町689番1	地先から 地先まで	1.8 ~ 2.1	53.0	89	南部第457号線	山町747番1 山町749番1	地先から 地先まで	6.0 ~ 8.8	11.5	
77	南部第288号線	古市町977番 古市町933番1	地先から 地先まで	2.0 ~ 2.7	26.0	90	南部第469号線	高樋町388番1 高樋町385番1	地先から 地先まで	6.7 ~ 7.5	45.0	
78	南部第291号線	横井一丁目676番1 古市町894番1	地先から 地先まで	5.5 ~ 5.6	13.5	91	南部第470号線	山町780番1 山町762番	地先から 地先まで	2.0 ~ 3.0	55.0	

## 附 役 機

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考	整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考	
92	南部第 470 号線	山町777番1 堺之庄町694番	地先から 地先まで	2.5 ~ 4.1	30.0		105	北部第 130 号線	般若寺町233番3 般若寺町226番1	地先から 地先まで	5.3 ~ 6.3	74.0
93	南部第 478 号線	山町1028番 山町1035番地1	地先から 地先まで	2.5 ~ 5.5	65.0		106	北部第 135 号線	奈良阪町2474番2 奈良阪町2475番	地先から 地先まで	1.5 ~ 3.5	42.0
94	南部第 492 号線	堺之庄町277番2 堺之庄町317番	地先から 地先まで	2.6 ~ 2.8	19.0		107	北部第 161 号線	中院町9番 中院町11番	地先から 地先まで	6.0 ~ 6.5	37.5
95	南部第 524 号線	今市町787番1 今市町249番2	地先から 地先まで	6.0 ~ 12.6	35.0		108	北部第 205 号線	白毫寺町203番 白毫寺町193番3	地先から 地先まで	2.1 ~ 3.1	43.4
96	南部第 529 号線	今市町235番 今市町845番16	地先から 地先まで	2.6 ~ 8.8	110.0		109	北部第 206 号線	白毫寺町190番4 白毫寺町192番	地先から 地先まで	1.4 ~ 1.9	15.0
97	南部第 548 号線	池田町17番3 池田町19番1	地先から 地先まで	2.1 ~ 2.8	59.2		110	北部第 207 号線	白毫寺町195番 白毫寺町192番	地先から 地先まで	1.6 ~ 2.0	14.0
98	南部第 570 号線	堺之庄町659番 堺之庄町632番	地先から 地先まで	0.9 ~ 3.7	195.0		111	北部第 208 号線	白毫寺町1192番 白毫寺町193番	地先から 地先まで	1.4 ~ 3.0	14.3
99	南部第 594 号線	古市町625番2 古市町625番3	地先から 地先まで	6.0 ~ 10.8	45.0		112	北部第 222 号線	白毫寺町396番1 白毫寺町1136番2	地先から 地先まで	3.3 ~ 4.6	26.0
100	南部第 621 号線	柏木町468番1 柏木町519番1	地先から 地先まで	7.0 ~ 9.0	131.0		113	北部第 230 号線	高烟町59番5 白毫寺町748番37	地先から 地先まで	3.1 ~ 4.3	19.5
101	北部第 1 号線	高烟町1218番1 高烟町1415番	地先から 地先まで	11.7 ~ 17.0	620.0		114	北部第 230 号線	高烟町35番6 白毫寺町743番1	地先から 地先まで	3.3 ~ 3.9	49.0
102	北部第 70 号線	奈良阪町2496番1 奈良阪町2788番1	地先から 地先まで	5.3 ~ 6.6	83.0		115	北部第 233 号線	庵野園町1617番 庵野園町500番	地先から 地先まで	5.1 ~ 6.9	46.3
103	北部第 70 号線	青山七丁目295番1 般若寺町324番3	地先から 地先まで	4.1 ~ 4.5	62.0		116	北部第 233 号線	庵野園町501番3 庵野園町503番4	地先から 地先まで	5.0 ~ 6.2	59.8
104	北部第 71 号線	般若寺町314番29 般若寺町324番21	地先から 地先まで	3.0 ~ 3.6	33.0		117	北部第 251 号線	古市町1476番1 古市町1485番	地先から 地先まで	3.8 ~ 16.5	192.0

附則

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考	整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
118 北部第 256 号線	東紀寺町一丁目700番 東紀寺町三丁目709番1	地先から 地先まで	10.4 ~ 11.1	95.0		131 中部第 7 号線	菅原町19番7 菅原町64番6	地先から 地先まで	6.6 ~ 6.6	27.0	
119 北部第 289 号線	南魚屋町35番4 南魚屋町18番1	地先から 地先まで	4.2 ~ 5.8	128.0		132 中部第 11 号線	西ノ京町380番1 西ノ京町460番	地先から 地先まで	3.2 ~ 4.6	160.0	
120 北部第 329 号線	南京終町二丁目1201番10 桂木町418番1	地先から 地先まで	6.5 ~ 6.6	58.3		133 中部第 51 号線	山陵町520番1 山陵町464番2	地先から 地先まで	5.8 ~ 8.0	118.0	
121 北部第 333 号線	南京終町五丁目377番5 南京終町五丁目377番14	地先から 地先まで	6.3 ~ 6.3	33.8		134 中部第 56 号線	山陵町1480番 山陵町154番	地先から 地先まで	6.5 ~ 13.7	130.0	
122 北部第 348 号線	南京終町一丁目134番25 南京終町一丁目31番1	地先から 地先まで	6.1 ~ 7.0	100.0		135 中部第 56 号線	山陵町1464番1 山陵町2172番	地先から 地先まで	8.2 ~ 8.8	13.0	
123 北部第 352 号線	東城戸町50番 東城戸町47番1	地先から 地先まで	4.9 ~ 5.0	24.0		136 中部第 91 号線	秋篠早月町230番 秋篠早月町281番9	地先から 地先まで	2.3 ~ 4.0	45.0	
124 北部第 387 号線	寺町33番1 奥子守町4番2	地先から 地先まで	2.2 ~ 5.2	45.0		137 中部第 99 号線	秋篠町1483番 秋篠町1674番	地先から 地先まで	2.9 ~ 4.3	86.0	
125 北部第 388 号線	奥子守町5番1 奥子守町12番3	地先から 地先まで	3.0 ~ 3.4	45.0		138 中部第 99 号線	秋篠町66番1 秋篠町1666番	地先から 地先まで	3.0 ~ 5.0	148.0	
126 北部第 402 号線	法蓮町619番1 法蓮町654番1	地先から 地先まで	5.1 ~ 5.7	77.0		139 中部第 103 号線	秋篠町1053番1 敷島町一丁目1073番1	地先から 地先まで	5.8 ~ 12.8	158.6	
127 北部第 496 号線	法華寺町329番1 法華寺町321番12	地先から 地先まで	4.0 ~ 5.9	124.0		140 中部第 116 号線	敷島町一丁目522番2 敷島町二丁目522番1	地先から 地先まで	4.6 ~ 6.1	29.0	
128 北部第 497 号線	法華寺町348番 法華寺町349番	地先から 地先まで	4.0 ~ 6.1	62.0		141 中部第 168 号線	中山町1162番 中山町1123番4	地先から 地先まで	3.3 ~ 9.0	91.5	
129 北部第 535 号線	川上町211番2 川上町219番1	地先から 地先まで	2.2 ~ 5.5	42.0		142 中部第 213 号線	佐紀町2497番4 佐紀町729番2	地先から 地先まで	2.8 ~ 5.5	118.0	
130 中部第 2 号線	足田町二丁目632番1 足田町二丁目632番1	地先から 地先まで	8.0 ~ 9.3	15.0		143 中部第 266 号線	三条大路一丁目584番23 三条大路一丁目624番1	地先から 地先まで	4.6 ~ 5.5	60.0	

## 附 告

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
144 中部第 338 号線	七条一丁目248番 七条一丁目503番1	地先から 地先まで	2.9 ~ 6.1	51.0	
145 中部第 340 号線	六条一丁目731番1 六条一丁目494番4	地先から 地先まで	6.2 ~ 6.4	40.8	
146 中部第 346 号線	六条三丁目1187番2 七条二丁目661番	地先から 地先まで	9.3 ~ 12.0	27.0	
147 中部第 346 号線	六条三丁目870番3 七条二丁目661番	地先から 地先まで	7.0 ~ 8.8	64.0	
148 中部第 363 号線	六条二丁目887番4 六条二丁目855番1	地先から 地先まで	1.8 ~ 3.0	28.0	
149 中部第 371 号線	六条二丁目1120番 六条二丁目1130番	地先から 地先まで	0.8 ~ 6.1	56.0	
150 中部第 372 号線	七条二丁目738番2 六条三丁目870番3	地先から 地先まで	8.7 ~ 9.2	51.5	
151 中部第 381 号線	七条西町一丁目609番24 七条西町一丁目609番13	地先から 地先まで	5.3 ~ 7.3	66.0	
152 中部第 461 号線	六条一丁目894番2 六条一丁目889番3	地先から 地先まで	2.4 ~ 4.3	27.0	
153 中部第 464 号線	六条一丁目792番 五条三丁目702番	地先から 地先まで	2.7 ~ 6.0	51.0	
154 中部第 467 号線	五条三丁目702番 五条三丁目700番	地先から 地先まで	1.7 ~ 4.2	50.0	
155 中部第 468 号線	六条一丁目526番3 六条一丁目603番6	地先から 地先まで	2.9 ~ 5.0	52.0	
156 中部第 510 号線	五条一丁目451番27 五条一丁目513番1	地先から 地先まで	5.1 ~ 5.2	40.0	

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
157 中部第 530 号線	尼辻中町369番1 尼辻中町380番1	地先から 地先まで	2.2 ~ 5.3	1100	
158 中部第 592 号線	芝辻町三丁目110番1 芝辻町三丁目110番1	地先から 地先まで	6.8 ~ 7.1	26.0	
159 中部第 630 号線	大宮町一丁目37番2 大宮町一丁目37番3	地先から 地先まで	3.8 ~ 7.5	17.0	
160 中部第 631 号線	大宮町一丁目106番5 大宮町一丁目37番14	地先から 地先まで	4.8 ~ 6.1	84.0	
161 中部第 633 号線	大宮町一丁目502番 大宮町一丁目52番22	地先から 地先まで	6.7 ~ 7.4	19.5	
162 中部第 647 号線	大宮町一丁目52番22 三条本町1083番	地先から 地先まで	11.7 ~ 16.0	47.0	
163 中部第 656 号線	三条栄町126番2 三条添川町202番5	地先から 地先まで	4.5 ~ 6.5	73.0	
164 中部第 658 号線	三条添川町116番1 三条添川町199番1	地先から 地先まで	9.2 ~ 9.3	14.5	
165 中部第 682 号線	西大寺宝ヶ丘735番2 西大寺野神町一丁目630番1	地先から 地先まで	5.5 ~ 8.9	95.0	
166 中部第 685 号線	西大寺野神町一丁目632番1 西大寺野神町一丁目640番1	地先から 地先まで	3.0 ~ 3.8	12.5	
167 中部第 712 号線	西大寺国見町一丁目2162番1 西大寺国見町一丁目2137番73	地先から 地先まで	6.1 ~ 6.3	100.0	
168 中部第 735 号線	菅原町16番1 菅原町14番3	地先から 地先まで	5.2 ~ 10.0	82.0	
169 中部第 736 号線	菅原町604番4 菅原町604番7	地先から 地先まで	3.7 ~ 6.1	27.0	

分譜

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考	整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
170 中部第 737 号線	菅原町398番 菅原町603番2	地先から 地先まで	4.0 ~ 5.4	52.5		183 中部第 1124 号線	右京一丁目4番 右京一丁目6番1	地先から 地先まで	29.0 ~ 130.7	265.0	
171 中部第 746 号線	菅原町463番 菅原町64番6	地先から 地先まで	7.0 ~ 8.5	11.5		184 中部第 1291 号線	大宮町四丁目334番1 大宮町四丁目334番1	地先から 地先まで	4.1 ~ 8.0	37.0	
172 中部第 773 号線	平松一丁目882番1 平松一丁目929番1	地先から 地先まで	2.1 ~ 3.5	4.0		185 中部第 1352 号線	六条三丁目1069番1 六条三丁目1174番6	地先から 地先まで	4.0 ~ 4.6	121.0	
173 中部第 782 号線	平松二丁目264番46 平松二丁目264番49	地先から 地先まで	4.5 ~ 5.3	73.0		186 中部第 1365 号線	中山町1748番1 中山町1750番3	地先から 地先まで	5.0 ~ 7.0	48.2	
174 中部第 782 号線	五条一丁目451番20 五条一丁目436番3	地先から 地先まで	4.4 ~ 6.8	35.5		187 西部第 321 号線	学園北二丁目1017番65 学園北二丁目1017番48	地先から 地先まで	4.7 ~ 4.8	106.0	
175 中部第 839 号線	宝来町四丁目591番 宝来町四丁目538番	地先から 地先まで	1.9 ~ 3.9	25.0		188 西部第 325 号線	学園北二丁目1017番53 学園北二丁目1017番64	地先から 地先まで	6.3 ~ 6.7	65.0	
176 中部第 843 号線	宝来町1065番1 宝来町1067番2	地先から 地先まで	7.6 ~ 13.6	28.0		189 西部第 441 号線	学園北一丁目3060番4 百楽園一丁目3163番1	地先から 地先まで	10.2 ~ 13.0	30.0	
177 中部第 868 号線	若葉台一丁目31番12 若葉台一丁目31番5	地先から 地先まで	6.6 ~ 6.7	73.0		190 西部第 457 号線	富雄北三丁目2542番11 百楽園四丁目2815番5	地先から 地先まで	6.1 ~ 6.2	22.0	
178 中部第 888 号線	西大寺新池町1825番10 西大寺新池町1828番8	地先から 地先まで	1.0 ~ 2.8	34.0		191 西部第 530 号線	二名三丁目4670番7 二名三丁目1014番6	地先から 地先まで	6.8 ~ 9.5	28.5	
179 中部第 898 号線	あやめ池北一丁目1060番9 あやめ池北三丁目1061番2	地先から 地先まで	4.6 ~ 5.7	14.0		192 西部第 531 号線	三松四丁目973番 三松四丁目987番1	地先から 地先まで	3.6 ~ 5.0	50.0	
180 中部第 924 号線	あやめ池南六丁目1135番2 あやめ池南六丁目1155番1	地先から 地先まで	6.1 ~ 6.6	39.0		193 西部第 532 号線	三松四丁目910番1 三松四丁目855番2	地先から 地先まで	3.0 ~ 5.1	100.0	
181 中部第 930 号線	あやめ池南六丁目1149番11 あやめ池南六丁目1154番4	地先から 地先まで	7.1 ~ 13.7	52.0		194 西部第 573 号線	富雄北三丁目2541番15 富雄北三丁目2542番66	地先から 地先まで	5.0 ~ 6.4	86.0	
182 中部第 1088 号線	右京四丁目12番1 右京三丁目19番24	地先から 地先まで	10.5 ~ 10.6	98.5		195 西部第 592 号線	富雄元町一丁目497番 富雄元町一丁目561番186	地先から 地先まで	4.4 ~ 6.3	56.0	

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
196	西部第709号線	中町4813番1 中町4816番1	地先から 地先まで	4.6 ~ 9.1	63.0
197	西部第718号線	大和田町104番 大和田町370番	地先から 地先まで	2.0 ~ 5.5	157.0
198	西部第721号線	大和田町1065番 大和田町1050番3	地先から 地先まで	2.8 ~ 9.2	70.0
199	西部第863号線	鳥見町三丁目2004番2 鳥見町一丁目5番12	地先から 地先まで	6.0 ~ 6.0	93.0

(平成20年3月25日掲示済)

**奈良市告示第149号**

奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月26日

奈良市長 藤原昭

奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱（平成9年奈良市告示第209号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「改善」の次に「（平成18年4月1日以後の着工に係るものに限る。）」を加える。

第4条第4号中「1,000万円」を「500万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱第3条及び第4条の規定は、この告示の施行の日以後に第1回目の交付申請が行われる利子補給金について適用し、この告示による改正前の奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱の規定により交付していた利子補給金については、なお従前の例による。

(平成20年3月26日掲示済)

**奈良市告示第150号**

奈良市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成20年3月26日

奈良市長 藤原昭

奈良市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱を廃止する告示

奈良市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱（平成14年奈良市告示第123号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、既にこの告示による廃止前の奈良市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき利子補給を交付されていた施設等に対する利子補給及び平成19年度中に独立行政法人福祉医療機構から施設整備のための資金を借り入れ、当該年度中に施設整備に着手し、又は完了した施設等で、旧要綱の規定に基づく利子補給金の交付申請を行っていないものに対する利子補給については、なお従前の例による。

(平成20年3月26日掲示済)

**奈良市告示第151号**

奈良市重症心身障害児（者）通園事業実施要綱の一部を

改正する告示を次のように定める。

平成20年3月26日

奈良市長 藤原昭

奈良市重症心身障害児(者)通園事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市重症心身障害児(者)通園事業実施要綱(平成14年奈良市告示第125号)の一部を次のように改正する。

第8条中「世帯に属する者」を「又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯に属する者」に改める。

別記第1号様式中

生活保護の適用状況	
-----------	--

を

生活保護又は中国残留邦人等支援給付の適用状況	
------------------------	--

に

改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月26日掲示済)

#### 奈良市告示第152号

奈良市母子家庭日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月26日

奈良市長 藤原昭

奈良市母子家庭日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭日常生活支援事業実施要綱(平成18年奈良市告示第195号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 母子家庭等が中国残留邦人等支援給付を受けている世帯の場合 中国残留邦人等支援給付に係る証明書

別表中

生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯	0円	0円
--------------------	----	----

を

生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯及び市町村民税非課税世帯	0円	0円
---------------------------------------	----	----

に

世帯状況	1 生活保護世帯 2 市町村民税非課税世帯 3 母子家庭 4 父子家庭 5 その他の世帯
------	---

を

世帯状況	1 生活保護世帯 2 中国残留邦人等支援給付を受けている世帯 3 市町村民税非課税世帯 4 母子家庭 5 父子家庭 6 その他の世帯
------	---

に、

改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月26日掲示済)

#### 奈良市告示第153号

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月26日

奈良市長 藤原昭

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市子育て短期支援事業実施要綱(平成7年奈良市告示第395号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 中国残留邦人等支援給付を受けている世帯にあっては、当該支援給付に係る証明書

別表の1の表中

生活保護世帯及び母子家庭・父子家庭の市町村民税非課税世帯	2歳未満児 0円 2歳以上児 0円
------------------------------	----------------------

を

生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付を受けている世帯及び母子家庭・父子家庭の市町村民税非課税世帯	2歳未満児 0円 2歳以上児 0円
--	----------------------

に

改める。

別表の2の表中

生活保護世帯及び母子家庭・父子家庭の市町村民税非課税世帯	0円
------------------------------	----

を

生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付を受けている世帯及び母子家庭・父子家庭の市町村民税非課税世帯	0円
--	----

に改める。

別記第1号様式中

を

に、

<p>〔(2) 市町村民税非課税世帯にあっては、市町村民税の非課税証明書 (利用の期間が4~6月の場合は前年度分、7~3月の場合は当該年度分)</p> <p>(3) 母子家庭にあっては、児童扶養手当証書、母子医療証又は戸籍謄本及び住民票の写し</p> <p>(4) 父子家庭にあっては、戸籍謄本及び住民票の写し</p> <p>(5) 児童の健康状況等が分かる書類</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類 〕</p> <p>〔(2) 中国残留邦人等支援給付を受けている世帯にあっては、当該支援給付に係る証明書</p>	<p>を</p> <p>に</p> <p>改める。</p>	<p>(3) 市町村民税非課税世帯にあっては、市町村民税の非課税証明書 (利用の期間が4~6月の場合は前年度分、7~3月の場合は当該年度分)</p> <p>(4) 母子家庭にあっては、児童扶養手当証書、母子医療証又は戸籍謄本及び住民票の写し</p> <p>(5) 父子家庭にあっては、戸籍謄本及び住民票の写し</p> <p>(6) 児童の健康状況等が分かる書類</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類 〕</p>
---	-------------------------------	--

別記第4号様式中

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">世帯状況</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           1 生活保護世帯（又は母子家庭・父子家庭の市町村民税非課税世帯）            2 市町村民税非課税世帯（又は母子家庭・父子家庭の市町村民税課税世帯）            3 その他の世帯         </td></tr> </table>	世帯状況	1 生活保護世帯（又は母子家庭・父子家庭の市町村民税非課税世帯） 2 市町村民税非課税世帯（又は母子家庭・父子家庭の市町村民税課税世帯） 3 その他の世帯	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">世帯状況</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           1 生活保護世帯（中国残留邦人等支援給付を受けている世帯又は母子家庭・父子家庭の市町村民税非課税世帯）            2 市町村民税非課税世帯（又は母子家庭・父子家庭の市町村民税課税世帯）            3 その他の世帯         </td></tr> </table>	世帯状況	1 生活保護世帯（中国残留邦人等支援給付を受けている世帯又は母子家庭・父子家庭の市町村民税非課税世帯） 2 市町村民税非課税世帯（又は母子家庭・父子家庭の市町村民税課税世帯） 3 その他の世帯
世帯状況	1 生活保護世帯（又は母子家庭・父子家庭の市町村民税非課税世帯） 2 市町村民税非課税世帯（又は母子家庭・父子家庭の市町村民税課税世帯） 3 その他の世帯				
世帯状況	1 生活保護世帯（中国残留邦人等支援給付を受けている世帯又は母子家庭・父子家庭の市町村民税非課税世帯） 2 市町村民税非課税世帯（又は母子家庭・父子家庭の市町村民税課税世帯） 3 その他の世帯				

改める。

附 則  
この告示は、平成20年4月1日から施行する。  
(平成20年3月26日掲示済)

## 奈良市告示第154号

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月26日

奈良市長 藤原昭  
奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱（平成14年奈良市告示第117号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「適用」を「規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付」に改める。

附 則  
この告示は、平成20年4月1日から施行する。  
(平成20年3月26日掲示済)

## 奈良市告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により奈良県知事から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路（1・4・3号京奈和自動車道、3・2・1号国道24号バイパス線、3・3・100号西九条佐保線）の変更に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により奈良市都市整

備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。  
平成20年3月26日

奈良市長 藤原昭  
(平成20年3月26日掲示済)

## 奈良市告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道奈良市単独公共下水道事業計画の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成20年3月27日  
奈良市公共下水道管理者  
奈良市長 藤原昭  
縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市建設部下水道室下水道建設課  
(平成20年3月26日掲示済)

## 奈良市告示第157号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により奈良市森林整備計画をたてたので、同条第8項の規定により次のとおり公表し当該森林整備計画を公衆の閲覧に供します。

平成20年3月28日  
奈良市長 藤原昭  
閲覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所觀光經濟部農林課内  
(平成20年3月28日掲示済)

奈良市告示第158号

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原昭

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成19年奈良市告示第200号）の一部を次のように改正する。

第3条中「(昭和25年法律第144号) 第38条」を「(昭和25年法律第144号) 第38条第1項第1号及び第4号」に、「第5条の3」を「第20条の4から第20条の6まで」に改め、「第5条第12項」の次に、「附則第41条第1項及び附則第58条第1項」を加える。

第4条中第3項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 臨時監査は、重点的かつ緊急的な指導のため必要があると認める場合、臨時に実施する。

第4条第2項中「一般監査」を「定期監査」に改め、同項第1号ア中「における」を「及び当該法人が経営する施設等の社会福祉事業等について、」に、「実施回数」を「実施」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 一般監査の種類は、定期監査及び臨時監査とする。

第6条第1項及び第2項中「特別監査」を「臨時監査及び特別監査」に改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日掲示済)

奈良市告示第159号

奈良市訪問介護利用者負担額軽減措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原昭

奈良市訪問介護利用者負担額軽減措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市訪問介護利用者負担額軽減措置事業実施要綱（平成12年奈良市告示第299号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第3号中「生活保護受給世帯」を「生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯」に改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日掲示済)

奈良市告示第160号

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原昭

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱（平成12年奈良市告示第325号）の一部を次のように改正する。

第3条中「生活保護受給者」を「生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている者」に改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日掲示済)

奈良市告示第161号

奈良市特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原昭

奈良市特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱（平成17年奈良市告示第186号）の一部を次のように改正する。

第3条中「生活保護受給者」を「生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている者」に、「もの」を「者」に改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日掲示済)

奈良市告示第162号

奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原昭

奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の一部を改正する告示

奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱（昭和63年奈良市告示第76号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「被保護世帯」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯」を加える。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日掲示済)

奈良市告示第163号

老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原昭

老人ホームへの入所措置等実施要綱の一部を改正する告示

老人ホームへの入所措置等実施要綱（昭和62年奈良市告示第105号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「に」を「。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。」に改める。

## 附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日掲示済)

## 奈良市告示第164号

奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原昭

奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱を廃止する告示

奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱（平成16年奈良市告示第337号）は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に開始されたこの告示による廃止前の奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱に規定する常用雇用への転換に向けた職業訓練（OJT等）に係る転換奨励金については、なお従前の例による。

(平成20年3月28日掲示済)

## 奈良市告示第165号

奈良市産休等代替職員設置事業補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原昭

奈良市産休等代替職員設置事業補助金交付要綱を廃止する告示

奈良市産休等代替職員設置事業補助金交付要綱（平成14年奈良市告示第524号）は、廃止する。

## 附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年3月28日掲示済)

## 奈良市告示第166号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原昭

## 1 名称・位置

名 称	位 置
西大寺近隣公園	西大寺東町一丁目72番5

## 2 区域

別紙図面のとおり

（別紙図面は省略し、奈良市都市整備部公園緑地課において一般の縦覧に供します。）

## 3 供用開始日

平成20年4月1日

(平成20年3月28日掲示済)

## 奈良市告示第167号

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原昭

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示

奈良市開発指導要領（昭和62年奈良市告示第230号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号中「で収集車が前進のままで容易に収集」を「において、収集車が通り抜けることができ、かつ、容易に横付けして安全に作業」に改め、同項第2号中「し、かつ、居住者の動線及び安全を配慮する」を「するものとし、当該道路との間に当該道路より高い位置に設けられた歩道がある場合にあっては、必ず当該歩道を切り下げる」に改め、同項第7号ア中「側壁は」の次に「高さ1メートル以上（屋根を設置する場合にあっては、2メートル以上）の」を加え、同号に次のように加える。

エ 共同住宅等において箱型の集積場を設置する場合は、その構造等は別途市長と協議すること。

第20条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を削り、第4号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 集積場は、原則として次の表の規模により設置しなければならない。ただし、計画戸数がごみ集積場にあっては15戸未満、再生資源集積場にあっては30戸未満である場合において、既存の集積場を使用することについて地元同意が得られたときは、この限りでない。

区分		規模（有効の面積による。）
家庭ごみ 集積場	15戸未満	2.25m <sup>2</sup> 以上
	15戸以上	計画戸数×0.15m <sup>2</sup> 以上
	ワンルームマンション	ワンルームマンション以外の住宅に求められる規模の2分の1以上
	マンション	

大型ごみ集積場	計画戸数が50戸以上の共同住宅について、別途市長と協議の上、定めるものとする。
再生資源集積場	別途市長と協議の上、定めるものとする。

第20条第1項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 集積場の前には障害物がないこと。  
(4) 集積場は、居住者の動線及び安全に配慮して設置すること。
- 別記第8号様式中「奈良市長 氏 名様」を「(あて先) 奈良市長」に、  
「備考 1 次の図書を添付してください。

- ①附近見取図(1/2,500都市計画地図)  
②配置図 ③施設詳細図 ④地籍図 ⑤地籍測量図 ⑥完成写真 ⑦土地登記簿謄本  
⑧維持管理計画書 ⑨その他

- 2 一般住宅地内の集積場については、前項の図書のほか次の書類を添付してください。  
①用地の寄附採納願 ②登記承諾書 ③印鑑登録証明書 ④資格証明書

「備考 次の図書を添付してください。  
維持管理計画書」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年3月28日から施行する。  
(経過措置)  
2 この告示の施行の際、奈良市開発指導要綱(昭和62年奈良市告示第229号)に基づき現に協議が行われ、又は既に協議が完了した開発事業については、なお従前の例による。

(平成20年3月28日掲示済)

#### 奈良市告示第168号

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱(平成14年奈良市告示第390号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及びエヌシーバス」を削る。

第6条第2項中「生活扶助」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による生活支援給付」を加える。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。  
(平成20年3月28日掲示済)

#### 奈良市告示第169号

奈良市国民健康保険料減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭  
奈良市国民健康保険料減免取扱要綱の一部を改正する告示

奈良市国民健康保険料減免取扱要綱(平成13年奈良市告示第78号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第21条第1項第3号」を「第21条第1項第4号」に、「前2号」を「前3号」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「適用」を「規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第21条第1項第2号」を「第21条第1項第3号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第21条第1項第2号」を「第21条第1項第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第21条第1項第2号に該当する者(以下この項において「旧被扶養者」という。)に対する保険料の減免の額は、次の各号に掲げる保険料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 保険料の所得割額 全額  
(2) 保険料の被保険者均等割額 当該額に100分の50を乗じて得た額  
(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に係る保険料の平等割額 当該額に100分の50を乗じて得た額

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市国民健康保険料減免取扱要綱第2条(同条第5項第1号を除く。)の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成20年3月31日掲示済)

#### 奈良市告示第170号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業3・3・6号大宮通り線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭  
総務課  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市建設部道路室道路建設課  
(平成20年3月31日掲示済)

**奈良市告示第171号**

奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成13年奈良市告示第133号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」に改める。

別表第2Aの項中「被保護世帯」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯」を加える。

別記第3号様式中

1 被保護世帯

を

1 被保護世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯

に改める。

**附 則**

この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成20年3月31日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

**奈良市告示第172号**

奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱の一部を改正する告示

奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱(平成17年奈良市告示第443号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」に改める。

別表Aの項中「被保護世帯」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている

世帯」を加える。

別記第3号様式中

生活保護を

生活保護又は中国残留邦人等支援給付

に改める。

**附 則**

この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成20年3月31日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)

**奈良市告示第173号**

奈良市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱(平成15年奈良市告示第419号)の一部を次のように改正する。

第2条中「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第23条第2号」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第48条」に改める。

第5条中「精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱(平成10年6月15日厚生省障第194号厚生事務次官通知)」を「平成19年度障害者自立支援給付費等国庫負担(補助)金交付要綱(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218001号厚生労働事務次官通知)」に改める。

**附 則**

この告示は、平成20年3月31日から施行し、この告示による改正後の奈良市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱の規定は、平成19年度予算に係る補助金から適用する。

(平成20年3月31日掲示済)

**奈良市告示第174号**

奈良市精神障害者居宅介護等事業補助金交付要綱等を廃止する告示を次のように定める。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市精神障害者居宅介護等事業補助金交付要綱等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 奈良市精神障害者居宅介護等事業補助金交付要綱(平成15年奈良市告示第74号)

(2) 奈良市精神障害者地域生活援助事業補助金交付要綱

(平成15年奈良市告示第73号)

(3) 奈良市精神障害者短期入所事業補助金交付要綱(平成15年奈良市告示第155号)

附 則

この告示は、平成20年3月31日から施行する。

(平成20年3月31日掲示済)